第4回 港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会 議事概要

日 時:令和7年1月16日(木)13時30分-15時30分

場 所:一般財団法人 沿岸技術研究センター 会議室

方 法:オンライン併用

1. 主な議事

- 事務局より、下記について説明を行った後、委員による意見交換を行った。
 - (1) 報告事項
 - 1) 第3回検討会における主なご意見と対応方針について
 - 2)「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」について
 - (2) 審議事項
 - 1)「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の改訂の方向性について

2. 主な意見(敬称略)

- ○第3回検討会における主なご意見と対応方針について
- 【委員】専門技術者の関わりにおいて、解説では「有効であることが多い」と「有効である」との記載があり、文末表現が異なっている。統一してはどうか。
- 【事務局】文末表現を「有効である」に統一する方向で修正したい。
- 【委員】「技術基準対象施設のうち、下記に該当する施設 ①経済活動に重大な影響を 及ぼす施設、防災上重要な施設及び損壊が人命に重大な影響を及ぼす施設のう ち、港湾管理者が特に重点的な点検診断が必要と判断する施設、②著しい変状 が確認された施設、③変状の進行速度が速いことが想定される施設」と記載し ているが、港湾管理者が特に重点的な点検診断が必要と判断する施設は、①② ③の施設にかかっている表現ではないか。
- 【事務局】「技術基準対象施設で下記に該当する施設のうち、港湾管理者等が特に重点的な点検診断が必要と判断する下記の施設 ①経済活動に重大な影響を及ぼす施設、防災上重要な施設及び損壊が人命に重大な影響を及ぼす施設 ②著しい変状が確認された施設 ③変状の進行速度が速いことが想定される施設」との文言に修正したい。
- ○「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」の改訂の方向性について

(構成の見直しについて)

- 【委員】7章「維持管理計画書に残すべき記録と保存」とあるが、「~記載すべき記録と 保存」ではないか。
- 【委員】「維持管理計画書」は「維持管理計画」が正しい表記ではないか。
- 【事務局】7章「維持管理計画に記載すべき記録と保存」に修正したい。
- 【委員】港湾局ではサイバーポートの整備が進んでおり、サイバーポートに関する記述を含めることを提案したい。例えば維持管理に関わる情報の記録と保存情報は、サイバーポートを活用するような表記としてはどうか。

【事務局】サイバーポートの表記について検討したい。

(用語の定義について)

- 【委員】技術基準では、「設計供用期間」と「供用期間」を使い分けており、用語の定義ではそのことを念頭においた記載が必要である。
- 【事務局】「設計供用期間」と「供用期間」の用語の定義について検討したい。

(維持管理計画策定において意見を聴くことが有効な専門技術者について)

- 【委員】「施設の損傷、劣化その他の変状についての点検診断、当該施設全体の維持に 係る総合的な評価、維持工事等その他の維持管理に関する所要の知識等を習得 するための研修・講習を修了した者」を削除しているが、その理由は何か。
- 【事務局】海洋・港湾構造物維持管理士補を示した記載と理解しているが、その資格が無くなったので削除した。過去に同資格を取得している場合も現在は無効であるので、削除することに問題は無いと判断している。
- 【委員】「国土交通省登録資格の登録簿に登録された港湾施設の計画策定(維持管理)等業務に関する資格を有する者」と記載を変更しているが、具体的な資格名を示している現行ガイドラインの記載が分かりやすい。
- 【事務局】該当する資格は登録制度なので変更することが想定される。変更した場合はその都度、ガイドラインを修正することが必要となる。具体的な資格を記載した方が良いのか否かについて検討したい。
- 【委員】現行ガイドラインでの「港湾の施設の建設・改良・維持に関する一定の実務経験年数を有する者」の「一定」については「または」で繋がっているので、技術士(建設部門)、海洋・港湾構造物維持管理士や海洋・港湾構造物設計士の資格相当の実務経験年数と読み取れる。改訂案では「並びに」で切れているため、「一定」についての具体的な説明が必要ではないか。
- 【事務局】表記について検討したい。

(供用期間の延長を行う場合の性能評価について)

- 【委員】詳細定期点検診断を実施すると記載があるが、供用期間延長時に合わせて詳細 定期点検診断を実施する必要があるのか。
- 【事務局】点検診断ガイドライン改訂案で示した通り、直近の詳細定期点検診断あるいは 詳細臨時点検診断の結果を用いてよいと判断してほしい。
- 【委員】点検診断結果だけで施設の性能を評価することは技術的に難しいので、「新たな供用期間中の要求性能を満たすよう」の記載を削除してはどうか。
- 【事務局】供用期間延長時には、例えば、性能低下度Aや性能低下度Bの施設のままでは延長できないのではないか、性能低下度Cまで施設の性能を回復しておく必要があると考え、そのことを意識し、「新たな供用期間中の要求性能を満たすよう」と記載した。
- 【委員】それは評価ではなく対策である。「総合評価」の中の「施設の維持管理に関する方針」において、供用期間延長時の対応として記載すべき事項である。

【委員】維持管理計画における総合評価に関する項目であるため、評価についてのみ記載すべきである。

【事務局】記載を検討したい。

- 【委員】本来どうあるべきかをガイドラインに示した上で、現実的な方法として、劣化 度及び性能低下度に基づく評価があることを示すべきではないか。
- 【事務局】劣化度及び性能低下度に基づく評価はみなし評価であり、既存施設においては、 この方法が現実的に対応できるものである。

(気候変動の影響を勘案する施設に記載する気候変動適応の考え方について)

【委員】改良工事を2段階に分けて2段階目の実施の有無を判断する順応的適応策については、その判断時期を維持管理計画書に記載するようにしてはどうか。

【事務局】事例集等を整備する予定であり、そこで記載例を示したい。

(気候変動に適応するための施設の維持管理に関する方針について)

【委員】気候変動に適応するため、海面水位上昇により想定される将来の潮位と実際の 潮位変動を踏まえて対策の実施時期を判断するとよいとの記載は、対策の実施 時期の判断に関して混乱が生じないか。

【事務局】事例集等を整備する予定であり、そこで記載例を示したい。

(付随する施設との関係性について)

【委員】大規模地震における緊急輸送道路への接続については、具体的に何を記載するのか。

【委員】どのような内容を記載すればよいのか、関係部署と調整し、検討してほしい。

【事務局】関係部署と調整したい。

(座標系及び位置座標の設定について)

- 【委員】「地震後に位置座標を計測する点等をあらかじめ設定しておく」とあるが、維持管理として設定することが必要か。また、いつ設定するのか。
- 【事務局】能登半島地震の際、施設の利用可否判断が課題となった。その際、維持管理計画書等が役立ったことより、維持管理計画書の「座標系及び位置座標の設定」の中に、基準となる位置座標を事前に設定しておくことを追記した。設定のタイミングは維持管理計画の変更時期を想定している。
- 【委員】地震後の位置座標を計測するのであれば、X座標、Y座標に加えて、Z座標も必要である。
- 【事務局】利用可否判断をする際、Z 座標が必要であることは認識している。位置座標として、Z 座標を追加することについて検討したい。

(最後に)

- 【委員】今回の改訂には表現の変更と新たな実施事項の追加が含まれている。実務者 (港湾管理者)に新たな実施事項の内容が伝わるのか。
- 【事務局】ガイドライン改訂版の公表時に各整備局に向けたアナウンスを予定している。

【委 員】「必要である」と「必要に応じて」との表記があり、その使い分けについては 配慮してほしい。ガイドラインは、実務者が使うものなので、実務者が理解し やすいものとなるよう、工夫いただきたい。

【事務局】文末表現と併せ、間違い易い表記の使い分けについては検討したい。

(以 上)